

岡山県津山市（国内8例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和7年12月20日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約43万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（2階建て直立8段6列、通路4本）

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 周囲は山林や水田に囲まれていた。鶏舎のすぐ西側には飼養鶏の飲水取水用の池があったが、水鳥等は確認されなかった。
- ② 農場周囲の山林ではカラスが数羽上空を飛行しているのが確認された。また、農場内では数羽小鳥が確認された。
- ③ 農場周囲には池が点在している。西側120mの池では、約20羽のオシドリが確認された。また、北東1km及び1.2kmの池にそれぞれ13羽と6羽、南東1.7kmの池に40羽のカモ類を確認した。農場周囲の水田は、二番穂落ち籾はある程度認められたが、5割程度は耕耘されていた。地元の方によると、カモ猟が行われているので、カモ類は少ないとのことだった。
- ④ 2階建てウインドウレス鶏舎が南北に2棟並んで位置しており、各棟は長軸方向に壁で仕切られ4鶏舎に分かれ、南側から1～8号鶏舎とされていた。発生鶏舎は4号鶏舎であり、南側の棟の最も北側の鶏舎であった。発生時は、1号鶏舎を除き全てで採卵鶏が飼養されていた。そのほか、農場内には鶏糞乾燥施設、乾燥糞置場、堆肥舎、堆肥保管所兼倉庫、事務所（衛生管理区域外）があった。
- ⑤ 各鶏舎には背中合わせの直立8段ケージが3山（6列）あり、1ケージ当たりの飼養羽数は10羽であった。
- ⑥ 入気について、1棟の両脇の鶏舎（1号、4号、5号、8号）は平側のインレットから、中央の鶏舎（2号、3号、6号、7号）はモニターから行っていた。排気は鶏舎左側出入口と反対の妻側に設置された排気ファンから強制排気を行っていた。モニター内部には細霧装置（逆性石鹼使用）が設置され、入気に対し細霧消毒が行われているとのこと。
- ⑦ 農場の東側にはGPセンターが設置されていたが、衛生管理区域は分けて管理されており、農場とは別の部門により管理がされていた。
- ⑧ 集卵バーコンベアは8号鶏舎から1号鶏舎の方に向かって走り、その後GPセンターに接続する形になっており、屋外に出る部分は上部及び下部ともにカバーがされていた。バーコンベアが外部と接続する箇所（5号鶏舎からの出口、4号鶏舎への入口、1号鶏舎からの出口）には手動のシャッターが設置されているとのこと。

3 通報までの経緯

- ① 発生鶏舎（6.4万羽飼養、通報時455日齢）における通常の死亡羽数は約15羽/日である。
- ② 12月19日、4号鶏舎の最も北側の列（6列目）5段目の出入口から見て最も奥（西側）の並んだ3つのケージでそれぞれ2羽ずつ死亡しているのが確認されたため、家畜保健衛生所に通報を行った。鶏舎全体の死亡羽数は17羽であり、死亡羽数の著しい増加は見られなかった。
- ③ 調査時、発生が確認されたケージを有する列の飼養鶏は既に殺処分されていたが、発生鶏舎のその他の飼養鶏にHPAIの症状を呈する個体は確認されなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場には14名の従業員がおり、うち外国人の職員が8名（技術・人文知識・国際業務3名、特定技能2名、技能実習3名、8名とも国籍同じ）とのこと。外国人の職員がそれぞれ2鶏舎ずつ担当しているとのこと。技能実習の職員とは日本語でのコミュニケーションが難しいため、技術・人文知識・国際業務又は特定技能の職員を通じ飼養衛生管理等に関する説明を行うとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場出入口は東側にあるメインの出入口と、堆肥搬出用の西側の出入口の2箇所があった。ともに消毒ゲートと立入り禁止看板が設置されており、全ての車両が消毒ゲートを通過するようになっていた。
- ② 衛生管理区域は設定されており、衛生管理区域入口はコーンで区分していた。
- ③ 鶏舎周囲は石灰が散布されていた。週に2～3回散布を行うとのこと。
- ④ 従業員は、衛生管理区域境界にある事務所において衛生管理区域内専用の衣類と靴を着用し、手指消毒と靴の踏込消毒を実施後、衛生管理区域内に入るとのこと。更衣室は一方通行になっていた。外来者も同様の手順を踏むとのこと。
- ⑤ 従業員が鶏舎に入るときは、鶏舎入口において衛生管理区域用の長靴を脱ぎ、すのこに上り手指消毒を行い鶏舎専用長靴に交換し、踏込消毒（オルソ剤）を行っていた。外来者も同様の手順を踏むとのこと。
- ⑥ 各鶏舎にはそれぞれに鶏舎内外を行き来する出入口と棟内の鶏舎間を行き来する出入口があるが、通常の飼養管理では前者の出入口のみを使用しており、後者の出入口を使用することはないとのこと。
- ⑦ 飼料は閉鎖系で自動給餌されているとのこと。
- ⑧ 飼養鶏への給与水は農場西側の池の水を浄化処理し塩素消毒した上で使用しているとのこと。
- ⑨ 鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行い、オールアウト後に28日間の空舎期間を設けていた。

6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① 鶏舎内の除糞ベルトの床面開口部には不使用時は蓋がされており野生動物の侵入が難しい構造であった。
- ② 除糞ベルトは8号鶏舎から1号鶏舎に向かって走っており、1号鶏舎から外へ出た後、鶏糞乾燥施設に繋がる構造となっていた。除糞ベルトが外部に出ている部分にはカバーがされていたが、野生動物等の侵入可能な隙間が一部認められた。
- ③ 鶏糞乾燥施設で乾燥した鶏糞は乾燥糞置場に運搬され、生糞と混合した後、農場北側の堆肥舎（衛生管理区域外の一時保管場所）で一時保管し、その後、同県美作市にある共同堆肥場に外部運送業者により運ばれるとのこと。乾燥糞置場から堆肥舎への移動には、農場の専用車を使用しており、共同堆肥場への移動には使用していない。堆肥舎から共同堆肥場に堆肥を運ぶ外部運送業者の車両は、西側の出入口で消毒を行うとのこと。
- ④ 死亡鶏と廃棄卵は鶏舎内で蓋つきバケツに保管後、バケツを各鶏舎西側の裏口から乾燥糞置場に運搬し、鶏糞に混ぜて堆肥化するとのこと。空になったバケツは、洗浄・消毒後再び裏口から鶏舎内に持ち込むとのこと。
- ⑤ 裏口は除糞作業時と死亡鶏・廃棄卵を鶏舎から搬出する際に使用しており、手指消毒は実施していたが、長靴の交換は実施していないとのこと。

7 野鳥・野生動物対策

- ① インレットの外側には網目約1cm×5cmの金網が取り付けられていた。モニターには、幅2cmの亀甲金網が設置されているとのこと。
- ② 鶏舎内で野生動物が侵入可能な破損による隙間は確認されなかった。

- ③ ネズミ対策について業者と契約しており、殺鼠剤の散布とトラップの設置を行っているとのこと。除糞作業時などに鶏舎内でネズミを見ることがあるとのこと。鶏舎内ではネズミの糞が確認された。
- ④ 飼料タンクや鶏舎間には防鳥テープが設置されていた。また、農場西側の池にはテグスと防鳥テープが設置されていた。
- ⑤ 乾燥糞置場には野生動物が侵入可能な穴はなく、出入口はネットを開閉する構造となっていた。堆肥舎には防鳥ネットが全面に張られていたが、野鳥が侵入可能な隙間を一部確認した。

8 共同堆肥場における対策

- ① 共同堆肥場には、当該農場及び今シーズン国内7例目である兵庫県姫路市の採卵鶏農場の2農場から鶏糞が持ち込まれていた。
- ② 共同堆肥場は山間部に所在していた。また、当該農場との距離は約33.5km、国内7例目の発生農場との距離は約52.8kmであった。
- ③ 各農場の一時保管場所から共同堆肥場への鶏糞の輸送は外部運送業者が実施しており、国内7例目農場の一時保管場所から共同堆肥場へ鶏糞を運んだ後、当該農場の一時保管場所から共同堆肥場へ鶏糞を運んでいるが、こうした施設への出入りの際には消毒が行われていると共に、いずれの農場の家きんが飼養されている衛生管理区域にも立ち入らないとのこと。鶏糞輸送には同一の車両が使用されており、使用した車両は、1日の作業終了後、当該事業者の駐車場にて消毒が行われるとのこと。なお、一時保管場所から鶏糞を運ぶトラックの運転手は、動力噴霧器での消毒時を除き、降車することなく鶏糞の積載・荷降ろしを行っているとのこと。
- ④ 各農場の鶏糞は1日に1～2回搬入されていた。
- ⑤ 共同堆肥場西側に出入口があり、自動の消毒ゲート（逆性石鹼使用）が設置されていた。共同堆肥場に来場する車両はこの消毒ゲートで消毒を行った上で、動力噴霧器（逆性石鹼使用）によりタイヤ周りを消毒するとのこと。退場時は動力噴霧器でタイヤ周りを消毒後、消毒ゲートで消毒を行うとのこと。
- ⑥ 共同堆肥場作業員は、衛生管理区域境界にある事務所兼更衣室において作業着・長靴の交換及び手指消毒を行い、衛生管理区域に入場するとのこと。
- ⑦ 衛生管理区域内には、堆肥化作業に用いられる施設が4つあった。
- ⑧ 両農場の鶏糞は施設1に搬入されており、鶏糞の置場やトラックの動線は分けられていない。施設1に搬入された鶏糞は一定期間静置された後施設2に運ばれるが、一部については施設1内にある縦型コンポストで堆肥化の後袋詰めされていた。施設2への搬入は、共同堆肥場内専用のトラックで行い、施設間の移動に、農場からのトラックが使用されることはないとのこと。
- ⑨ 施設2には攪拌機が設置され、施設1から持ち込まれた鶏糞が約1週間一次発酵されていた。発酵が終わった堆肥は共同堆肥場専用のブルドーザーによって共同堆肥場専用トラックに積載され、施設3に搬入されるとのこと。
- ⑩ 施設3には攪拌機が設置され、施設2から持ち込まれた堆肥が約1週間二次発酵されていた。発酵が終わった製品は共同堆肥場専用のブルドーザーにより共同堆肥場専用のトラックに積載され、施設4に搬入されるとのこと。
- ⑪ 施設4では製品が静置され、製品の袋詰めが行われていた。
- ⑫ 各施設の壁面の破損箇所は修繕がされ、開放部には防鳥ネット（網目約2cm正方形）が設置されていたが、一部で野鳥が侵入可能な隙間を認めた。
- ⑬ 施設1～4での作業は、共同堆肥場作業員によって行われるとのこと。

（以上）